

## 猪名川町地域コミュニティ活動支援事業補助金交付要綱

平成25年1月30日

要綱第1号

改正 平成27年1月16日要綱第1号

平成27年12月16日要綱第54号

平成28年1月29日要綱第2号

平成29年2月2日要綱第1号

令和2年11月17日要綱第66号

令和4年3月17日要綱第12号

猪名川町地域コミュニティ活動支援事業補助金交付要綱（平成20年要綱第7号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、住民が主体的に行う住民自治活動及びまちづくり活動を支援し、住民自治の充実強化及び住民と行政の協働によるまちづくりを推進することを目的として交付する猪名川町地域コミュニティ活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、猪名川町補助金等交付要綱（昭和49年要綱第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象団体）

第2条 補助金は、概ね小学校区を単位にコミュニティ活動及びコミュニティ意識の高揚を目的として組織された住民自治組織（以下「まちづくり協議会」という。）に交付する。

（対象事業）

第3条 補助金の対象となる事業活動（以下「補助対象事業」という。）は、まちづくり協議会が実施する事業であって次に掲げるものとする。

(1) 運営費

(2) 地域活性化事業

ア 地域防災訓練（推奨事業）

イ 健康づくり支援員を活用した健康づくり事業（推奨事業）

ウ 住民運動会（推奨事業）

エ 地域の将来ビジョンの策定に関する事業

- オ 交通安全の推進に関する事業
- カ スポーツ及びレクリエーションに関する事業
- キ 人権学習に関する事業
- ク 地域で子どもを育む意識の醸成、健全育成及び非行防止に関する事業
- ケ ごみ減量化及びリサイクルの推進に関する事業
- コ 健康づくり活動に関する事業
- サ 環境美化に関する事業
- シ 防犯及び防災に関する事業
- ス 福祉活動に関する事業
- セ 各種の地域行事に関する事業
- ソ 各種情報の発信に関する事業
- タ アからソに掲げるもののほか、町長が認める地域の活性化及び地域課題の解決につながる事業等

(3) 地域活性化拡大事業

- ア まちづくり協議会が中核となって催す、本町のアピールにつながる、町内外在住者を対象とした、参加者から参加負担金を徴する観光、文化、スポーツ、環境等のイベント事業

(4) 町との協定締結事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としないものとする。

- (1) 他の補助金の交付を受け、又は補助対象となる事業。ただし、補助金を交付することが適当とみなし得る場合は、この限りではない。
- (2) 特定の個人の営利を目的とする事業
- (3) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とする事業
- (4) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業
- (5) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者となろうとするものを含む。）若しくは公職にある者の政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業（補助金の額等）

第4条 補助金を交付する対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、別表第1に掲げる経費とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の総額とする。ただし、予算の範囲内において、別表第2に定める割合によって算出した金額を限度（以下「補助限度額」という。）とする。

（補助金の申請）

第5条 補助金の交付の申請をしようとするまちづくり協議会の代表者は、所定の期日までに、地域コミュニティ活動支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 年間事業計画書
- (2) 年間事業収支予算書
- (3) 事業収支予算書及び予算明細書（各事業ごと）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第6条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに地域コミュニティ活動支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（補助事業の変更）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けたまちづくり協議会（以下「補助金交付協議会」という。）の代表者は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ地域コミュニティ活動支援事業補助金交付変更申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 地域活性化事業において、補助限度額内で補助金額に変更が生じたとき。
- (2) 地域活性化拡大事業において、補助事業の内容に変更が生じたとき。
- (3) 町との協定締結事業において、補助事業の内容又は補助限度額内で補助金額に変更が生じたとき。

（補助事業の中止又は廃止）

第8条 補助金交付協議会の代表者は、次のいずれかに該当し、補助事業を中止又は廃止するときは、あらかじめ地域コミュニティ活動支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自然災害や悪天候の場合

(2) 疾病や感染症拡大防止の場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が事業の中止又は廃止をやむを得ない事情と認め  
た場合

2 補助事業が年度内に完了しないときは、年度末時点をもって終了するものとし中止又  
は廃止の手続きをしなければならない。

(補助金の繰越禁止)

第9条 前条の規定により補助事業を中止又は廃止の手続きをした場合、補助金の繰越を  
禁止するものとする。

(承認通知)

第10条 町長は、第7条の申請に対し申請事項を承認すべきと認めるときは、その旨を  
地域コミュニティ活動支援事業補助金交付決定変更承認通知書(様式第5号)により、  
第8条の申請に対し申請事項を承認すべきものと認めるときは、その旨を地域コミュニ  
ティ活動支援事業中止(廃止)承認通知書(様式第6号)により、それぞれ申請者に通  
知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助金交付協議会の代表者は、補助事業が完了したとき又は第6条の交付決定  
に係る町の会計年度が終了したときは、速やかに地域コミュニティ活動支援事業実績報  
告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

(1) 年間事業報告書

(2) 年間事業収支決算書

(3) 事業収支決算書及び決算明細書(各事業ごと)

(4) 事業の経過又は成果を証する書類等、町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が  
補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査確認し、適  
合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該協議会に地域コミュニ  
ティ活動支援事業補助金確定通知書(様式第8号)により通知しなければならない。

(補助金の請求)

第13条 前条の確定通知を受けた補助金交付協議会の代表者は、補助金の請求をしよ  
うとするときは、地域コミュニティ活動支援事業補助金(概算・精算)請求書(様式第9

号)により町長に請求しなければならないものとする。

2 前項の規定に基づく請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(概算払)

第14条 町長は、第11条から前条までの規定に関わらず必要があると認めるときは、第6条に規定する補助金交付決定額の範囲において当該補助金の概算払をすることができる。この場合において、補助金交付協議会の代表者は、前条第1項に規定する請求書において町長に請求するものとする。

2 前項後段の規定に基づく請求があったときは、補助金を概算払で交付するものとする。

(補助金の精算)

第15条 補助金交付協議会の代表者は、前条の規定により概算払を受けた額が確定額を超えているときは、精算しなければならない。

(補助金の返還)

第16条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付協議会の代表者に対し交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 第14条の規定により補助金の概算払を受けた額が、第7条又は第8条の申請により承認を受けた額を超えているとき。

(2) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

(関係書類の整備)

第17条 補助金交付協議会は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、補助事業完了後5年間保管しておかななければならない。

2 町長は、補助金に係る予算の執行の適正化を期するため、必要があると認めるときは、前項の帳簿及び証拠書類を検査することができる。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の猪名川町地域コミュニティ活動支援事業補助金交付要綱の規定は、平成25年度分の予算により支出される補助金から適用し、平成24年度分までの予算により支出される補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の猪名川町地域コミュニティ活動支援事業補助金交付要綱の規定は、平成27年度分の予算により支出される補助金から適用し、平成26年度分までの予算により支出される補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の猪名川町地域コミュニティ活動支援事業補助金交付要綱の規定は、平成28年度分の予算により支出される補助金から適用し、平成27年度分までの予算により支出される補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の猪名川町地域コミュニティ活動支援事業補助金交付要綱の規定は、平成28年度分の予算により支出される補助金から適用し、平成27年度分までの予算により支出される補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の猪名川町地域コミュニティ活動支援事業補助金交付要綱の規

定は、平成29年度分の予算により支出される補助金から適用し、平成28年度分までの予算により支出される補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の猪名川町地域コミュニティ活動支援事業補助金交付要綱の規定は、令和4年度分の予算により支出される補助金から適用し、令和3年度分までの予算により支出される補助金については、なお従前の例による。

別表第1（第4条関係）

区分	補助対象経費	
運営費	経費の種類	内容等
	報酬	事務職員報酬等（10万円以内）
	食糧費	茶菓子代（弁当代、懇談会費は除く。）
	役務費	保険料等
	印刷製本費	資料の印刷代等
	消耗品費	文房具等事務用品、書籍等
	委託料	機器保守委託、業務委託等
	光熱水費	水道代・電気代等
	修繕料	設備修繕等
	備品購入費	拠点施設備品等（20万円以内）
	負担金	研修参加費等
	地域活性化事業	経費の種類
謝金		講師謝金等
食糧費		茶菓子代（弁当代、懇談会費は除く。）
役務費		保険料等
地域活性化拡大事業	印刷製本費	資料の印刷代等
	消耗品費	文房具等事務用品、書籍等
	委託料	業務委託等
	借上料	会場借上料
	負担金	研修参加費等
町との協定締結事業	経費の種類	内容等
	報償金	協定を締結した作業等の報償金



別表第2（第4条関係）

区分	補助限度額
運営費	均等割1団体10万円、予算額より均等割総額を引いた額を世帯数割によって算出した金額
地域活性化事業	1団体40万円
地域活性化拡大事業	1団体20万円
町との協定締結事業	1団体20万円

備考 1 世帯数割は、前年度9月末日の世帯数により算定するものとする。

2 上記各区分において、年間の収入額が支出額を上回る場合は、差額を補助限度額から減額する。（町との協定締結事業を除く）